

# 学び直しの支援措置について

# 訓練に関する支援措置(財源)

|   | 訓練の分類                  | 本人の訓練費用                           | 訓練中の生活費支援                       | 考え方  |
|---|------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|--|
| <b>離職者</b><br><small>(ハローワークから受講指示・あっせんを受け、訓練を受ける者)</small> | 公共職業訓練                 | 無料<br>【雇用保険二事業等で訓練機関に助成】          | 訓練延長給付<br>【雇用保険給付】              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講指示・あっせんに基づくため、訓練費用は無料【公費で支援】</li> <li>・生活費支援は、雇用保険受給資格の有無に応じ、雇用保険制度又は求職者支援制度で支援</li> </ul>   |
|   | 求職者支援訓練                | 無料<br>【求職者支援制度で訓練機関に助成】           | 職業訓練受講給付金<br>【求職者支援制度】          |  |
| <b>在職者</b><br><small>(企業による訓練を受ける者)</small>                 | 企業による訓練<br>(OJT、OffJT) | 無料<br>【原則企業負担】<br>※助成金あり【雇用保険二事業】 | —————                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業による訓練のため、原則企業負担</li> <li>・訓練分野や対象者(非正規等)に応じ、企業に対し支援【雇用保険二事業助成金】</li> </ul>                   |
| <b>在職者<br/>離職者</b><br><small>(自発的に訓練を受ける者)</small>          | 教育訓練給付<br>指定講座         | 原則本人負担<br>【雇用保険で20%本人給付】          | —————                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自発的訓練であるため原則本人負担</li> <li>・雇用保険の要件を満たす者に対し訓練費用を支援</li> <li>・学び直し訓練について、訓練受講支援を手厚く実施</li> </ul> |
|   | 学び直し訓練<br>(事務局たたき台)    | 原則本人負担<br>【雇用保険で40～60%本人給付】       | 離職者について<br>基本手当の1/2<br>【雇用保険給付】 |  |

# 学び直しの支援措置について

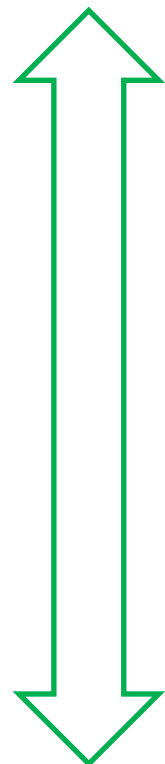
## (対象とする教育訓練関係)

平成25年10月30日

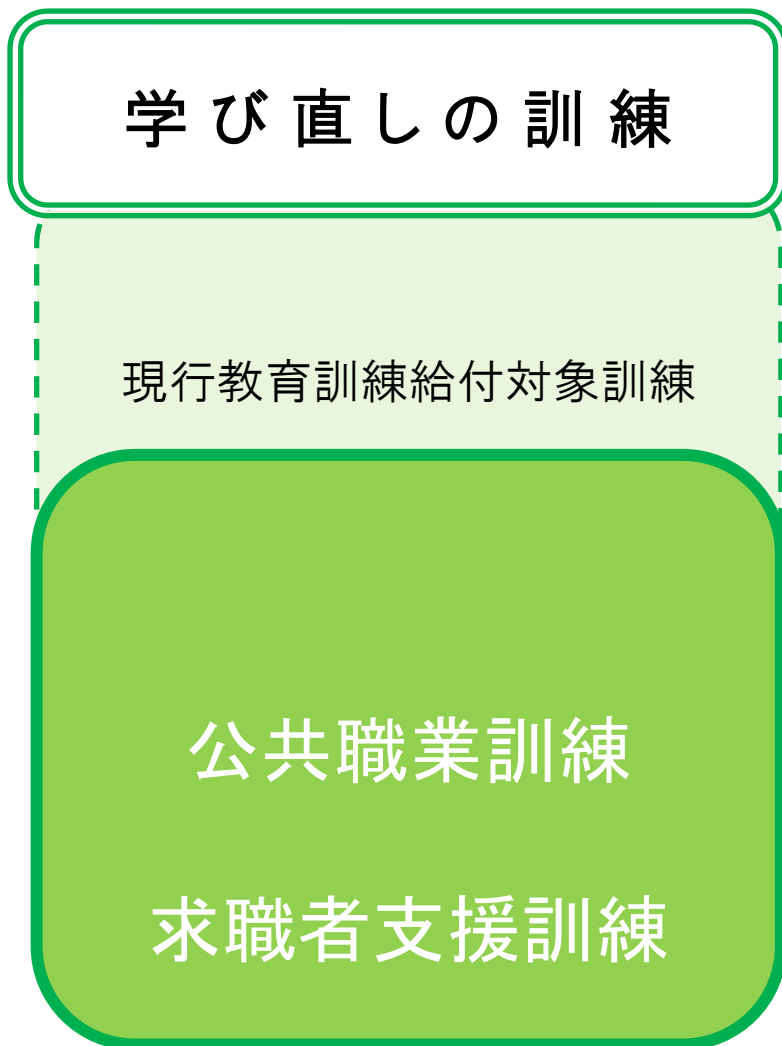
職業能力開発分科会(第72回)資料1-1

## 職業能力開発の体系図(イメージ)

高度・  
専門的

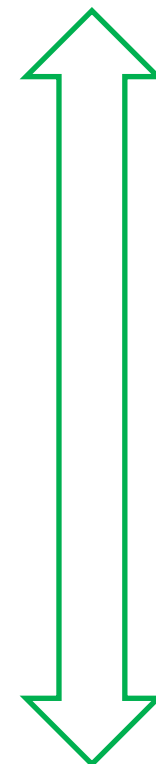


基礎的

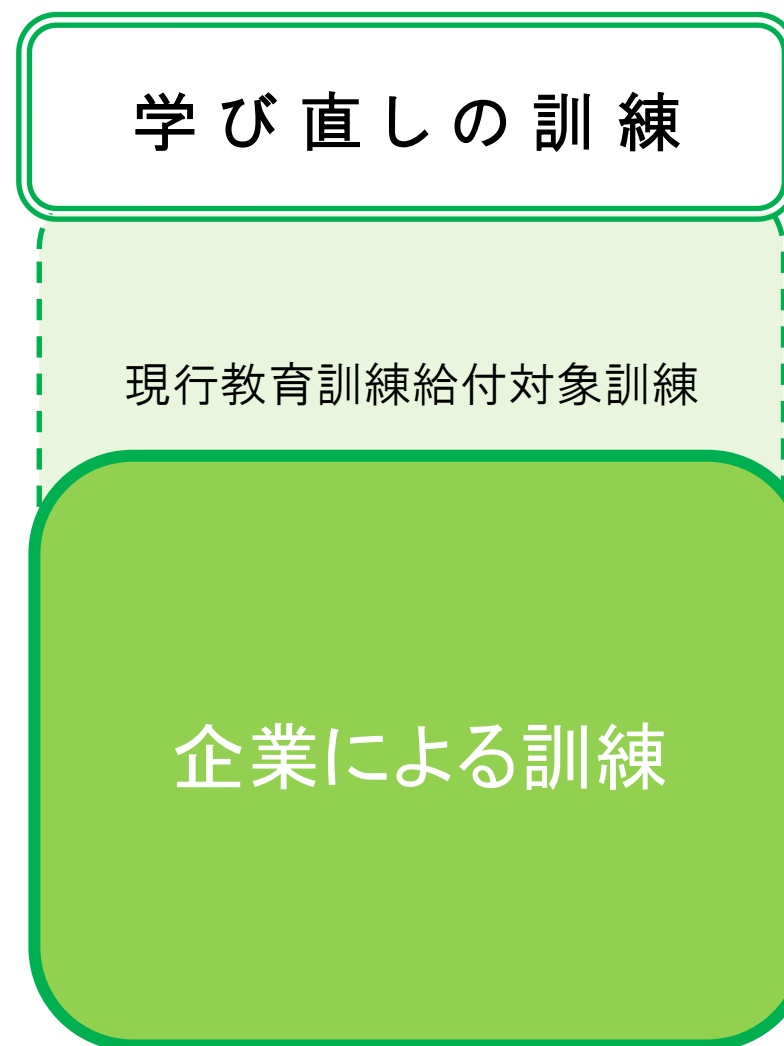


離職者

自発的



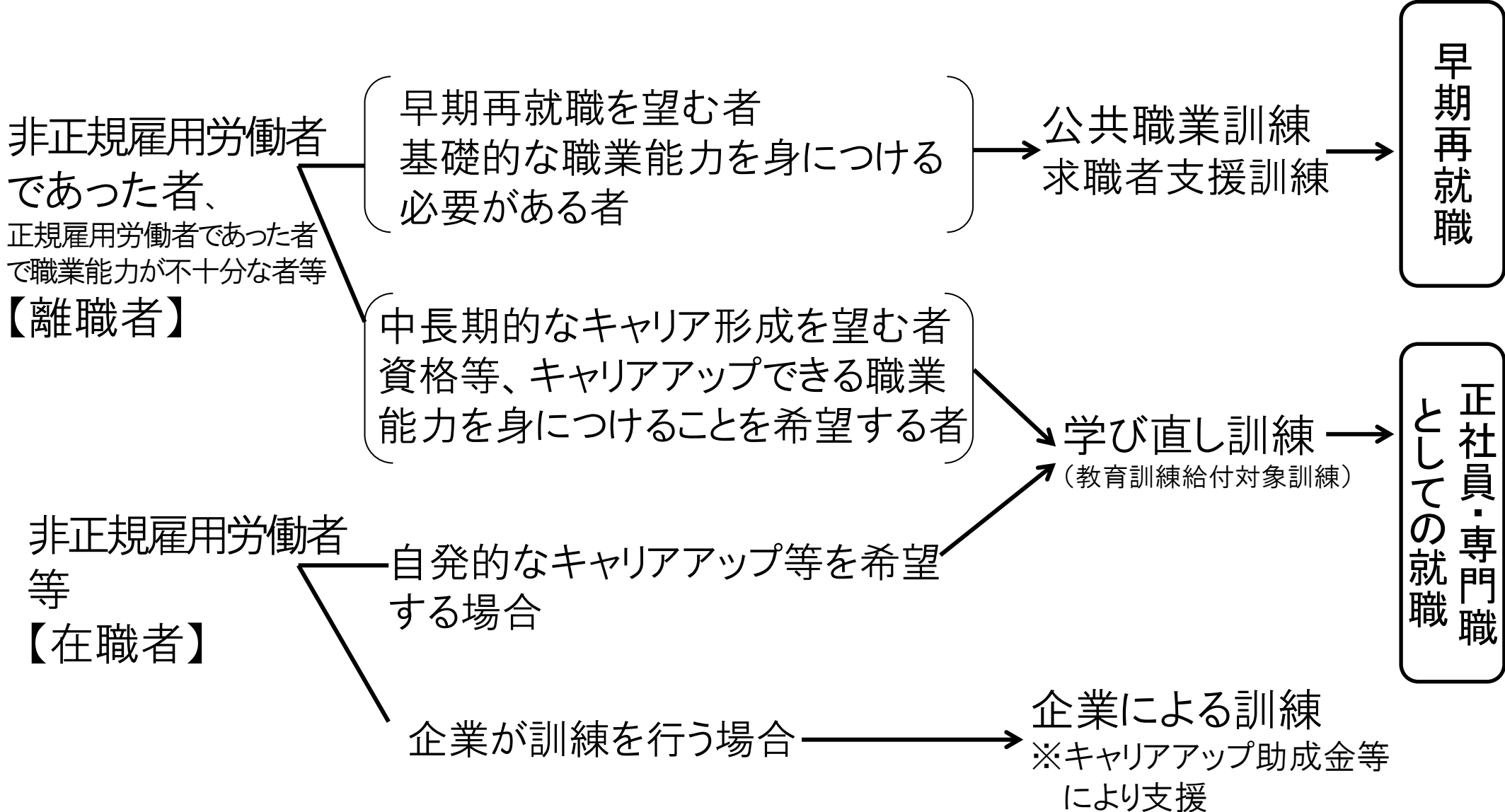
企業  
主導



在職者

(企業に即必要な  
能力の開発)

# 非正規雇用労働者等に対する訓練



# 訓練関係制度の全体像と学び直しの位置付け

| 性格・目的<br>対象者 | 企業主導又は行政あっせん  | 労働者の自発的な職業能力開発   |   |
|--------------|---|--|---|
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業が即必要とする能力の習得(企業による訓練)</li> <li>・早期就職に必要な基礎的、実践的能力の習得(公共職業訓練・求職者支援訓練)</li> </ul>   | 雇用の安定、就職の促進を図るために必要な教育訓練   | <p>(案)</p> <p>中長期キャリア形成に資する特に高度・専門的な教育訓練</p>  |
| 在職者          | <p><b>企業による訓練 (OJT、OffJT)</b></p> <p>○費用:原則企業負担、助成金による支援<br/>※ 在職者向け公共職業訓練(2~5日)の活用、雇用型訓練含む。</p>  | <p><b>教育訓練給付</b></p> <p>○費用:本人負担・2割給付<br/>○期間:原則~1年<br/>○内容:事務、技術、サービス等多様な分野の資格等を目指す訓練(資格、検定、学位等の取得を目指すもの)</p> | <p><b>学び直し</b></p> <p>○費用:本人負担・給付引上げ<br/>○期間:~3年程度<br/>(資格の取得等に必要な教育課程)<br/>○内容:・業務独占資格、名称独占資格の取得を目指すもの<br/>・職業上の効果が高い(特に実践的である等の)プログラム<br/>・大学院の専門職学位課程等</p> |
| 離職者          | <p><b>公共職業訓練・求職者支援訓練</b></p> <p>○費用:本人無料・公費負担<br/>○期間:~1年(求職者支援訓練は~6月)<br/>(その職業に必要な実技+学科)<br/>○内容:金属加工、溶接、介護サービス、情報処理等</p> <p>例) 求職者支援訓練では、パソコン基礎、ホームヘルパー、webサイト作成技術、医療事務の知識等の訓練など</p> <p>※ 行政の受講指示等が必要。</p> | <p>※指定講座の中から本人が自発的に受講</p>  | <p>例) 税理士、建築士、看護師、介護福祉士、保育士等</p> <p>※指定講座の中から本人が自発的に受講</p>  |

# 学び直し支援措置の対象と考えられる教育訓練の内容について

キャリアアップ、キャリアチェンジを目指す学び直しの趣旨から

## 「中長期的なキャリア形成に資する特に高度・専門的な教育訓練」

として、以下の類型の教育訓練を基本的な対象にし、厚生労働大臣が指定することとしてはどうか。

### I 特に専門性の高い実践的な職業能力を習得するための教育訓練

|          |  |
|----------|--|
| 人材育成イメージ | 在職者、離職者がキャリアアップ、キャリアチェンジをし、各職業に不可欠、重要な能力を用いて専門的に業務を遂行  |
| 訓練内容     | ① 業務独占資格、名称独占資格の取得を目指すもの<br>例) 税理士、建築士、看護師、介護福祉士、保育士等<br><br>② 上記に準ずる職業上の効果が高い(特に実践的である等の)プログラム<br>(企業等と連携した専門学校プログラム等(実践的な課程、履修証明プログラム等)<br>例) 情報、環境、観光、商業系等の実践的・専門的なプログラム)<br>※文部科学省のオーダーメイド型学び直しプログラムも、内容に応じ含まれる。 |

### II 特に高度な職業能力を習得するための教育訓練

|          |   |
|----------|---|
| 人材育成イメージ | 中堅以上の在職者等が、一層キャリアアップをし、急速な技術革新、経済社会の変化等に対応した企画、業務遂行をリード |
| 訓練内容     | ○ 大学院の修士・博士・専門職学位課程(2年、3年等) 等<br>例) 経営(MBA)、会計、保健、知的財産等 |

## 【参考】現行の教育訓練給付の対象教育訓練

雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する訓練を対象としている。

### 指定基準

- 職業能力開発に資する職業に関する教育訓練で、雇用の安定、就職の促進を図るために必要と認められるもの
  - 訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能な資格等を訓練目標とするもの
    - ・ 公的職業資格又は修士等の取得を訓練目標とするもの
    - ・ 上記に準じて訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能であるもの
  - 訓練期間は、
    - ・通学制:1ヶ月以上1年以内、かつ、受講時間50時間以上
    - ・通信制:3ヶ月以上1年以内
- ただし、大学院修士・博士課程や当該教育訓練の修了により公的職業資格を取得できる課程等については3年以内

### コース例

- ・ WEBクリエイター能力認定試験（上級）を目指す、WEBデザイナー転身コース【6ヶ月】
- ・ 簿記検定講座2級本科生【7ヶ月】
- ・ 社会保険労務士合格指導講座【7ヶ月】
- ・ 公認会計士上級クラス7月生通信講座【12ヶ月】
- ・ 専攻科社会福祉コース「介護福祉士専攻」【24ヶ月】
- ・ 調理師養成（本科夜間部）【18ヶ月】
- ・ 保育科【24ヶ月】
- ・ フォークリフト運転技能講習【1ヶ月】
- ・ 1級建築士学科講座【6ヶ月】
- ・ 自動車整備士2級を目指す、2級ガソリン自動車コース【5ヶ月】
- ・ 大学院の専門職学位課程「経営研究科経営専攻」【24ヶ月】



# 対象者の属性に応じた学び直し訓練の受講・効果イメージ

## 在職者

訓練内容

- (類型Ⅰ)
- ①責任者、担当としての業務に不可欠・重要な業務独占資格、名称独占資格の取得(現在より上位の等級の資格取得含む。)
  - ②企業等と連携した専門学校の特に実践的なプログラム等受講

対象

非正規社員

資格を有しない正社員

正社員

効果

資格を有する正社員、責任者  
職種転換  
昇格  
実践力発揮・強化

夜間や土日、  
通信で受講  
※休職して  
平日に受講  
する場合も。



(具体例)

- ① 税理士事務所補助職員→税理士資格取得⇒税理士
- ・ホームヘルパー(有期)→実務者研修・資格取得⇒介護福祉士(責任者)
- ・保育補助(パート)→保育士資格取得⇒保育士
- ・看護補助→看護師資格取得⇒看護師
- ・建築士2級→1級 ⇒昇格
- ・経理担当→社労士資格取得⇒人事部門に
- ② S E→専門学校が企業等と連携して開発・実施する情報セキュリティ分野のプログラム ⇒情報セキュリティの責任者

(類型Ⅱ)

○大学院の修士・博士・専門職学位の取得 等

中堅以上の正社員等

変化に対応した企画、  
業務遂行をリード

(具体例)

- ・企画、経理部門の中堅  
→専門職大学院で経営修士(MBA)、  
会計修士取得  
⇒経営戦略、会計業務の高度化等に貢献
- ・中堅技術職・研究職  
→理工系大学院の技術経営修士取得、高度な  
技術経営プログラム履修  
⇒会社のイノベーション、新商品開発等先導

## 離職者

訓練内容

- (類型Ⅰ) ①各種職業に不可欠・重要な業務独占資格、名称独占資格の取得  
②企業等と連携した専門学校等の特に実践的な課程等で実践的能力取得

対象

若者・女性等を含む非正規雇用等であった離職者

効果

高度な専門性・実践性を活かした正社員就職

平日に受講



- (具体例) ・資格の養成施設(専門学校等)で3年間履修→看護師、歯科衛生士、理学療法士⇒病院、歯科医院、クリニック就職  
・専門学校が企業等と連携して開発実施する実習付商業実務科やホテル科の課程履修⇒提携先企業等に就職

# 教育訓練を受講した社会人の参考事例(1/3)

## 1 業務独占資格、名称独占資格の取得(I①関係)

<非正規雇用労働者や資格を有しない社員(在職者)の受講・取得例>

### ○ 介護福祉士

デイサービスの仕事をしていた女性。

介護福祉士に向けた教育訓練機関の通信講座を受講、受験し合格。資格を活かし、老人ホームに正規職員として転職。

### ○ 1級建築士 \* 育休から復帰した女性の例

建設会社の現場管理を担当する20代女性。

2年の育児休業取得により、仕事のブランクに不安があり、周囲に認められ工事長になるという目標に近付くためにも、1級建築士の資格取得に向け、教育訓練機関の講座を受講。資格を取得して職場復帰後は、現場の作業員に対し、1級建築士としての知識をもとに、より説得力のある指示も出せるようになった。

### ○ 社会保険労務士

人事業務を担当する30代女性。

契約社員として自社内の社会保険を担当していたが、社会保険労務士の資格を目指し、教育訓練機関の講座を受講。資格を取得した後は、関連会社全体の労務に関する窓口として相談に対応する仕事にステップアップ。

<非正規雇用等であった離職者の受講・取得⇒就職例>

### ○ 看護師

大学卒業後、公務、フリーターや病院での看護補助をしていた20代男性。

看護専門学校の課程(3年間)を履修後、看護師の資格を取得。看護師として病院に就職。

# 教育訓練を受講した社会人の参考事例(2/3)

## 2 専門学校等の実践的な訓練( I ②関係)

<非正規雇用から専門的な訓練を受講を経て就職した例>

### ① 専門学校の情報系の課程

- ・大学卒業後アルバイトをしていた20代男性。  
専門学校でのWebシステム科の課程(2年間)を履修、修了後、IT企業に正社員として就職。
- ・大学を中退してフリーターをしていた20代男性。  
専門学校でのパソコンネットワーク科の課程(2年間)を履修、修了後、IT企業に正社員として就職。

### ② 専門学校の応用生物系(食品、バイオなど)の課程

- 高校卒業後フリーターをしていた男性。  
専門学校の応用生物学科(医薬、食品、バイオ、環境)の課程(2年間)を履修、修了後、食品メーカーの正社員として就職。

### ③ 専門学校の医薬系の課程

- 大学卒業後、サービス業でフリーターをしていた男性。  
正社員になるため、専門学校の登録販売者学科(医薬品販売)の課程(2年間)を履修、修了後、ドラッグストアに正社員として就職。

# 教育訓練を受講した社会人の参考事例(3/3)

## 3 大学院の修士・博士・専門職学位課程等(Ⅱ 関係)

### ○ 大学院のMBAプログラム(専門職学位課程)

- ・ 情報・通信系会社のマーケティング担当課長。在学中。経営修士(専門職)MBA取得予定。  
(水曜18:30~21:40、土曜9:00~16:10履修(24年度第一学期の例。))

「社内のディスカッションではこれまでは経験則が頼りだったが、大学院で学んだ理論やフレームワークに照らして判断ポイントを分析できるようになった。部下にも多面的な物事の見方についてサジェスチョンするようになったり、他部門の人からも教えてほしいと言われるようになった。」

- ・ 情報・通信業の会社の営業部に勤務する40代男性。2年間履修し経営修士(専門職)MBA取得。  
「在学中に学んだ戦略論を、担当していた事業企画で早速活用し、新規事業に結びつけた」

### ○ 理工系大学院の技術経営専攻(専門職学位課程)

メーカーの研究開発職(技術系)の男性。2年間履修し技術経営修士(MOT)取得。

「多様性を容認することで見えない顧客も意識しながら研究開発を続けるようになった。例えば、商品のブランド戦略では表層的なものでなく小さな部品のブランド価値にも注目し、それを生み出すのが現場のイノベーションだとの考え方を社内に浸透させている。」

(プログラム例)

### ○ 大学院農学研究科の農業技術経営プログラム管理学(農業版MOT)教育プログラム

- ・ 1年未満で150時間。原則夜間(18~21時)開講。定員10名程度。
- ・ 大学のほか、農業団体、商工団体等が連携してプログラムの企画、評価等を実施。
- ・ 修了者は、修了後、自社の食品流通加工ビジネスの高度化、自己の農業経営を改善等に取り組んでいる。

# 【参考】各教育訓練制度等の概要(1/2)

## 1 大学院の専門職学位課程等

### ○ 専門職学位課程(専門職大学院)

- ・ 研究者ではなく高度専門職業人の養成に特化した課程(専門職大学院と呼ばれる)。ビジネス・MOT(技術経営)、会計、公衆衛生、知的財産、法曹養成(法科大学院)、教員養成等の分野。
- ・ 実務家教員が一定割合配置され、事例研究、実習等を用いた実践的な教育。修業年限2年(法曹3年)、修了により専門職学位(〇〇修士、法務博士、教職修士)を授与。
- ・ 128大学で182専攻(平成25年7月)。社会人学生数8,036人(学生全体18,776人の42.8%)(平成25年度学校基本調査速報)教育訓練給付では73講座指定(平成25年4月)。

### ○ 大学院の修士課程(2年)、博士課程(3年)における社会人向け教育

- ・ 社会人向けの教育を行う専攻(例:経営、社会福祉、保健)が設けられている。
- ・ 社会人大学院生(修士課程・博士課程)47,279人(学生全体236,614人の20.0%)(平成25年度学校基本調査速報)教育訓練給付では480講座指定(平成25年4月)

### ○ 開講形態

- ・ 社会人向けは平日夜間(例18:30~)、土(日)昼間に開講するものが多い。平日昼間開講のものもある。教育訓練給付の大学院の講座のうち、夜間・土日開講(通信含む)が77.8%、昼間開講が22.2%。(平成25年4月)
- ・ 修業年限(多くは2年)で必要数の単位をとり、修士論文等をまとめ修了。学位取得。

○専門職大学院の講義実施時間の一例(平日夜間、土日開講)

|    | 月 | 火           | 水 | 木 | 金 | 土           | 日           |
|----|---|-------------|---|---|---|-------------|-------------|
| 1限 |   |             |   |   |   | 9:00~10:30  | 10:00~11:30 |
| 2限 |   |             |   |   |   | 10:40~12:10 | 11:40~13:10 |
| 3限 |   |             |   |   |   | 13:00~14:30 | 14:10~15:40 |
| 4限 |   |             |   |   |   | 14:40~16:10 | 15:50~17:20 |
| 5限 |   |             |   |   |   | 16:20~17:50 |             |
| 6限 |   | 18:30~20:00 |   |   |   | 18:00~19:30 |             |
| 7限 |   | 20:10~21:40 |   |   |   |             |             |

○専門職大学院の受講生の時間割の一例(週3科目、通学3日)

|    | 月 | 火      | 水 | 木  | 金 | 土 | 日  |
|----|---|--------|---|----|---|---|----|
| 1限 |   |        |   |    |   |   |    |
| 2限 |   |        |   |    |   |   |    |
| 3限 |   | 会社での勤務 |   |    |   |   | 講義 |
| 4限 |   |        |   |    |   |   |    |
| 5限 |   |        |   |    |   |   |    |
| 6限 |   | 講義     |   | 講義 |   |   |    |
| 7限 |   |        |   |    |   |   |    |

## 【参考】各教育訓練制度等の概要(2/2)

### 2 大学院等の履修証明プログラム

- ・ 大学、専修学校等が社会人に提供する体系的な知識、技術等の習得を目指したプログラム。  
総時間数120時間以上。  
修了者には大学等が履修証明書を交付。(学位、単位は与えない)
- ・ 大学が設けている履修プログラムは90以上。  
教育訓練給付では、大学(大学院・学部)の履修証明プログラムを5講座指定(平成25年4月)

※ 文部科学省においては、「社会人学び直し大学院プログラム」は、産業界との協働による実践的な履修証明プログラム(大学院レベル)の開発を支援することを予定。夜間開講など社会人が学びやすい環境の構築にも配慮されたものを想定。

### 3 科目等履修生制度

- ・ 大学、専門学校等の正規の授業科目のうち、一部分のみについて学生以外の者にも履修を認め、正規の単位を付与する制度。
- ・ 教育訓練給付では、大学院、大学学部、短期大学等が開設する、1年以内の科目等履修生制度のうちコース登録制(コースとして認定された復習の授業科目の単位修得を目的とする学生を受け入れる制度)を指定対象としており、18講座指定。(平成25年4月)

## 2 事業主への助成措置に関する論点（案）

- 従業員が学び直しを行う場合の事業主に対する助成（キャリア形成促進助成金・キャリアアップ助成金）について、以下の点をどのように考えるか。
  - 雇用保険制度に係る学び直しの支援措置の対象とする訓練において、キャリア形成促進助成金、キャリアアップ助成金を通じて、より手厚い支援を行うことについてどのように考えるか。
  - 支給対象とする教育訓練について、雇用保険制度に係る学び直しの支援措置の対象と同様とすることについてどのように考えるか。
  - 現在、事業主が負担した訓練経費及び賃金に対する助成を行っているところ、従業員の学び直しを支援する場合には、上限額をより高額とすること等その内容についてどのように考えるか。
  - キャリア形成促進助成金は中小企業を対象としているところ、本措置については大企業も対象とすることについてどう考えるか（キャリアアップ助成金においては大企業も対象としている）。

# キャリア形成促進助成金

## 1. 制度概要

◆職業訓練などを実施する中小企業事業主に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進

※事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成するとともに、職業能力開発推進者を選任することが必要

※1コースあたり20時間以上の訓練が対象

| 助成内容             |                | 助成額                           |
|------------------|----------------|-------------------------------|
| 政策課題対応型訓練        | ①若年人材育成コース     | 採用後5年以内かつ35歳未満の若年労働者への訓練      |
|                  | ②成長分野等人材育成コース  | 健康、環境等の重点分野での人材育成のための訓練       |
|                  | ③グローバル人材育成コース  | 海外関連業務に対する人材育成のための訓練          |
|                  | ④熟練技能育成・承継コース  | 熟練技能者の指導力強化や技能承継のための訓練、認定職業訓練 |
|                  | ⑤認定実習併用職業訓練コース | 厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練          |
|                  | ⑥自発的職業能力開発コース  | 労働者の自発的な能力開発に対する支援            |
| 一般型訓練(政策課題対応型以外) |                | 賃金助成:400円(1時間)<br>経費助成:1/3    |

賃金助成:800円(1時間)

経費助成:1/2

(訓練時間区分に応じて1人5~20万円まで)

※⑤についてはOJTの実施助成あり  
(600円(1時間))

注:平成25年度より助成内容を見直し、若年労働者や成長分野等の政策課題に対応する訓練について重点助成を行うこととしている。

## 2. 支給実績

平成24年度 支給決定件数:20,339件 支給金額:8,697百万円



# キャリアアップ助成金

(平成25年度予算：54億円)

※有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト全体

\* 均衡待遇・正社員化推進奨励金、キャリア形成促進助成金（一部）、派遣労働者雇用安定化特別奨励金を統廃合しつつ、メニューについて刷新し、新たな助成制度として新設。

○有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者(※1)の企業内のキャリアアップを促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して包括的に助成。(※1)正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む。

○これにより、労働者の士気・能力の向上等を通じた企業の生産性の向上、優秀な人材の確保・定着を実現。

## 【本助成金の活用に当たって】

「有期契約労働者等(※2)のキャリアアップに関するガイドライン」に沿って、事業所ごとに「キャリアアップ管理者」を配置するとともに、労働組合等の意見を聴いて「キャリアアップ計画」を作成することが必要。  
(※2)短時間労働者及び派遣労働者を含む。

| 助成内容                |  | 助成額<br>( )額は大企業の額(短時間正社員は大規模事業主)  |
|---------------------|--|---|
| 正規雇用等<br>転換<br>(注1) | 有期契約労働者等を正規雇用等に転換または直接雇用(以下「転換等」という。)した場合に助成   | ①有期→正規:1人当たり40万円(30万円)<br>②有期→無期:1人当たり20万円(15万円)<br>③無期→正規:1人当たり20万円(15万円)<br>※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円、②5万円、③5万円を加算 |
| 人材育成<br>(注2)        | 有期契約労働者等に<br>・一般職業訓練(OFF-JT)又は<br>・有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJTを組み合わせた3~6か月の職業訓練)を行った場合に助成         | OFF-JT《1人当たり》<br>賃金助成:1h当たり800円(500円)<br>経費助成:上限20万円(15万円)<br>OJT《1人当たり》<br>実施助成:1h当たり700円(700円)                              |
| 処遇改善                | すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、3%以上増額させた場合に助成   | 1人当たり1万円(0.75万円)<br>※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり10万円(7.5万円)上乘せ  |
| 健康管理                | 有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を規定し、4人以上実施した場合に助成   | 1事業所当たり40万円(30万円)   |
| 短時間正社員              | 労働者を短時間正社員に転換・新規雇入れした場合に助成<br>(主にワーク・ライフ・バランスの観点から、正規雇用労働者を短時間正社員に転換するケースや、短時間労働者を短時間正社員に転換するケースなどを想定) | 1人当たり20万円(15万円)<br>※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり10万円加算  |
| パート<br>労働時間延長       | 有期契約労働者等の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長した場合に助成(社会保険の適用基準を満たす労働時間まで延長し、労働者の能力の更なる活用につなげる)                    | 1人当たり10万円(7.5万円)  |

(注1) ①「正規雇用等」とは、「正規雇用または無期雇用」をいう。②派遣労働者の場合、派遣元事業主で転換または派遣先の事業所で直接雇用される場合に助成。

③無期雇用への転換等は、通算雇用期間3年未満の有期契約労働者からの転換等であって、基本給の5%以上を増額した場合に限る(5%の算出方法は、標準的な方法を設定した上で柔軟に対応)。なお、短時間正社員に転換した場合は対象外(短時間正社員コースにより助成)。

(注2) 重点分野の事業主の場合、経費助成は、「日本再生人材育成支援事業」により上限30万円(20万円)(平成25年1月実施、ただしH25.7.10受付停止)

参考資料  
(文部科学省作成資料)

# 若者・女性・社会人の学び直しをサポート

## ①中核的専門人材育成型

中核的専門人材の育成による成長産業への労働力シフトを促進

社会人や女性の就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を習得する「学び直し」  
(子育てからの復帰も幅広く支援)

成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進  
(「社会人や女性の学び直し教育プログラム」の全国展開)

- 専修学校、大学等と産業界が協働して開発した全国的な標準モデルカリキュラムを活用して、各地域の専修学校等において、地元の企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」を開発・実証

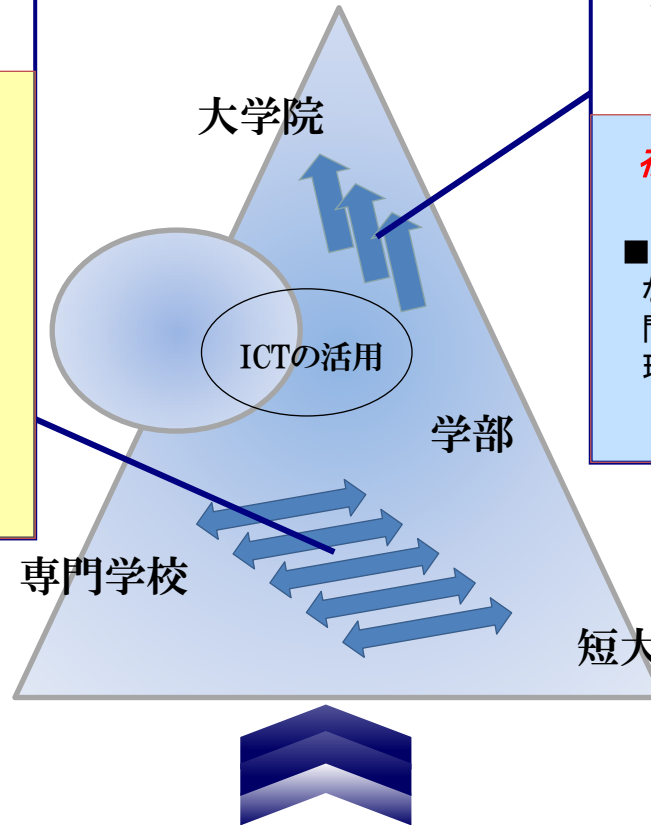
## ②高度人材育成型

世界を相手に渡り合うことのできる高度専門職業人の養成・確保

高いレベルでのグローバル・イノベーション力を身につけたハイレベル人材が、更に高度な技術や知識の習得を目指す「学び直し」、専門知識・能力のスキルアップへの「学び直し」  
(女性専門職の職場復帰支援など)

### 社会人学び直し大学院プログラム

- 産業界との協働によるオーダーメイド型の高度な教育プログラム(大学院レベル)を、土日・平日夜間、利便性の高いサテライト教室など学びやすい環境において、開発・実施



### 大学等奨学金制度の充実

- 無利子奨学金について、制度の弾力的運用を行い、同学種(例:学部→学部)間での再貸与の制限を緩和

# 成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進

(前年度予算額: 1,103百万円)  
平成26年度要求額: 2,793百万円

## (背景)

【日本再興戦略 - JAPAN is BACK - (平成25年6月14日閣議決定)】

1. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～
2. 雇用制度改革・人材力の強化
  - ④女性の活躍促進 ○女性のライフステージに対応した活躍支援
    - ・ …社会人の学び直し支援等を行うほか、…女性の起業等を促進する。
  - ⑤若者・高齢者等の活躍促進 ○若者の活躍促進
    - ・ 大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。

【経済財政運営と改革の基本方針 ～脱デフレ・経済再生～ (平成25年6月14日閣議決定)】

3. 教育等を通じた能力・個性を發揮するための基盤強化
  - (2) 女性の力の最大限の發揮
    - …継続就業・再就職支援等女性のライフステージに対応した活躍支援…を進める。
  - (4) 若者・高齢者等の活躍推進、セーフティネットの整備
    - …企業ニーズに即した社会人の学び直し…により、若者の活躍を推進する。

## (事業の趣旨)

専修学校、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で具体的な職域プロジェクトを展開し、協働して、社会人、女性、生徒・学生の就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システムを構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材養成を図るとともに、特に、社会人や女性の学び直しを全国的に推進する。(平成23年度～)

## 平成25年度

各分野ごとにコンソーシアムを組織し、職域プロジェクトで全国的な標準モデルカリキュラム等を開発・実証

### コンソーシアム(分野別)

- ・広域的な企業・業界団体等のニーズ調査・分析
- ・中核的専門人材養成のための目標設定・共有
- ・職域プロジェクト毎の進捗管理・評価 等

### 職域プロジェクト

「環境・エネルギー」「食・農林水産」「医療・福祉・健康」「クリエイティブ」「観光」「IT」などの分野にわたる67プロジェクトにおいて、①モデルカリキュラムの開発・実証、②モデルカリキュラムに係る達成度評価手法の開発・実証 など

[うち、平成25年度中にモデルカリキュラムが完成するのは、次の36プロジェクト]

- 環境・エネルギー分野の「建築・土木・設備」
  - 食・農林水産分野の「6次産業化プロデューサー」
  - 医療・福祉・健康分野の「介護」「看護」
  - クリエイティブ(ファッション)分野の「グローバルビジネス」
  - クリエイティブ(アニメ・漫画)分野の「アニメ人材」「デザイン」
  - 観光分野の「プランナー」
  - IT分野の「クラウド」「スマホ」
- など

## 平成26年度

引き続き、全国的な標準モデルカリキュラム等を開発・実証するとともに、平成25年度までに完成したモデルカリキュラム等を活用して、「オーダーメイド型教育プログラム」の全国展開のための地域版の教育プログラムを開発・実証

### コンソーシアム(分野別)

- ・広域的な企業・業界団体等のニーズ調査・分析
- ・中核的専門人材養成のための目標設定・共有
- ・職域プロジェクト毎の進捗管理・評価 等

### 職域プロジェクト

引き続き、継続中の31プロジェクトにおいて、①モデルカリキュラムの開発・実証、②モデルカリキュラムに係る達成度評価手法の開発・実証 など

### 「社会人や女性の学び直し教育プログラム」の全国展開 (地域版学び直し教育プログラムの開発・実証)

【新規】

- (対象) 社会人、生徒・学生、育児休業中及び育児休業から復帰後の女性や子育てのために長期間離職している女性
- (内容) 就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための「社会人や女性の学び直し教育プログラム」を開発・実証する。その際、託児サービスなど、女性が学びやすい学習環境に配慮する。
- (手法) 平成25年度までに完成したモデルカリキュラム等を活用して、各地域の専修学校等において、地元の企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」の開発・実証を行い、その課題とノウハウを蓄積し、とりまとめ、全国に提供する。

社会人や女性の学び直しを全国的に推進

## 背景

グローバル化が進む知識基盤社会において、我が国が持続的な発展を遂げていくためには、社会人が学ぶ意欲を持ち続け、世界を相手に渡り合える能力や、産業の未来を拓くイノベーションを創出する資質を獲得していくことが重要である。

このような社会人の育成を効果的に推進するためには、大学が産業界と協働し、産業界のニーズに対応したオーダーメイド型の高度な教育プログラム(大学院レベル)を開発し、社会人の「学び直し」機能を強化することが必要である。

## 事業概要

大学における、産業界との協働によるオーダーメイド型の高度な教育プログラム(大学院レベル)の開発等を支援し、グローバル社会での高度な職務実施能力や、イノベーションの創出に必要な資質の獲得等といった、高度な技術や知識の習得、専門知識・能力のスキルアップを目的とした社会人の「学び直し」を推進する。

- ✓ **教育界と産業界が協働して、実際に必要とする実践的な教育プログラム(総時間数120時間以上の履修証明プログラム)を構築する。**
- ✓ **大学院レベルの質の高い50プログラムの開発を支援**

### 学びやすい環境の構築

- **時間的制約**
  - ・ 平日は20時からなど、ビジネスマンの実態に合わせた時間帯に開講、ICTも積極的に活用
- **場所的制約**
  - ・ 開講は主に都心部(企業の会議室をサテライト教室として活用等)
- **期間的制約**
  - ・ 週末の集中開講、夏季等の休暇時期の集中授業、エグゼクティブコースなど多様化

### 産業界・企業からの協力

- **学びやすい労働環境の整備**
  - ・ 大学修学休暇制度、労働時間の弾力化など
- **企業・産業界の積極的な参加**
  - ・ 教員・学生の派遣、プログラム構築への支援、財政的支援

## プログラム例

### 東京工業大学金属熱処理スーパーマイスタープログラム

**概要:**10年以上の実務経験者を対象に、体系的・論理的な金属熱処理工程の要素技術、市場ニーズに対応した熱処理品の提供に必要な知識を身に付けさせ、技術革新を先導する人材を育成。

**授業形態等:**5月～8月の土曜(24日間・136・5時間)  
**募集定員:**20名、**受講料:**525千円

### 佐賀大学農業技術経営管理学(農業版MOT)教育プログラム

**概要:**高度な農業技術とビジネスを結ぶ農業のプロフェッショナルとして、農業の維持と発展に貢献できるリーダー的農業者、将来のビジネスチャンスに向けて農業経営と農村地域の革新を担う農業経営者等を育成。

**授業形態等:**1年未満で150時間の学習(夜間開講)  
**募集定員:**10名程度、**受講料:**150千円

### 慶應義塾大学エグゼクティブセミナー

**概要:**「高等経営学講座」では、総合的な経営管理能力をもつ最高経営幹部(トップマネジメント)の育成及び再訓練を目的とし、ケースメソッドによる多角的・現実的な判断力と意思決定能力の向上を図る。

**授業形態等:**9日間の合宿によるプログラム  
**募集定員:**80名程度、**受講料:**596千円

# 「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定について

## 経緯

平成23年1月：中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- そのための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。

平成25年3月：「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」で「職業実践専門課程」の検討

## 先導的試行としての「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する。

## 今後の予定

平成25年度 8月30日 認定要件等に関する告示を公布・施行

3月頃 申請及び審査を経て、認定した専修学校専門課程を告示

平成26年度～

「職業実践専門課程」のスタート

## 認定要件等

文部科学大臣

推薦



都道府県知事等

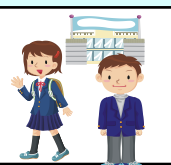
認定



申請



専門学校



### 【認定要件】

- 修業年限が**2年**以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 総授業時数が**1700時間**以上または総単位数が**62単位**以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的に**実施
- 企業等と連携して、**学校関係者評価と情報公開**を実施